

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建設業の重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めることを規定した標記法律が成立した旨、全国建設業協会より連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

法律の基本理念は、

- ①建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
 - ②建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
 - ③建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
 - ④建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること
- となっています。

なお、法律の内容では、

- ①先行手すり足場の設置の義務化やそれに繋がる条文が盛り込まれていないこと
 - ②適正な請負金額・工期の設定が、公共工事と民間工事とで同じ扱いで規定されていること
 - ③国は建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、基本計画を策定することや「建設工事従事者安全健康確保推進会議」等を設ける
- といった特段の問題がないものとなっているとのことです。

追って、参考のため、法律の概要を別添のとおり添付しておりますことを申し添えます。